

令和3年6月28日

米原市議会議長 松宮信幸様

議会運営委員会委員長 北村喜代隆

### 米原市議会基本条例の検証結果について（報告）

本委員会は、米原市議会基本条例第27条の規定に基づき、米原市議会基本条例の目的が達成できているかの検証を行いましたので報告します。

検証は、平成29年11月に策定した議会改革実施計画（前期計画（計画期間は平成29年11月から令和元年10月まで）および後期計画（計画期間は令和元年11月から令和3年10月まで））の実施結果と評価を基に、議会運営委員会における協議を行い、検証シートの作成を行いました。

今回の検証結果は、今後4年間の取組み目標とし、更なる議会改革の推進を図ります。

#### 添付資料

- 1 米原市議会基本条例の検証シート
- 2 検証の結果について
- 3 今後の議会改革の取組みについて

1 米原市議会基本条例の検証シート

評価結果 ①:未着手、②:一部着手、③:一部目標達成、④:概ね目標達成、⑤:目標達成

課題等 ⑦:要検討、⑧:改善・拡充、⑨:継続(現状維持)、⑩:完了・終了、⑪:廃止、⑫:その他

	条例	取組目標	方策	実施報告	4年間の評価	評価結果		課題等		今後の方策案		
						段階評価	段階評価	内容	項目	内容		
市民に開かれた議会	市民への情報公開と情報の共有											
	①	第9条 情報の公開と説明責任 第11条 議会報告会 第21条 議会広報等	<ul style="list-style-type: none"> <li>意思決定した内容等を市民に分かりやすく説明するため、議会だよりの刷新や市公式ウェブサイト等の情報発信ツールを通じ積極的に情報を発信する。</li> <li>統合庁舎整備に向け、議場システムと、議会のICT化に向けた検討を行う。</li> </ul>	議会だよりの刷新	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会だよりの大幅な刷新を行った。表紙、討論、特別委員会、議員活動のページをより分かりやすい紙面構成にした。</li> <li>市内の高校生とコラボにより表紙写真を提供いただき、若い世代を含め多くの市民の皆さんに議会を身近に感じていただけるような紙面づくりを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に読んでもらえる分かりやすい議会だよりの刷新が、賛否両論あるため、今後も研究を重ねる必要がある。</li> </ul>	④ 概ね 目標達成	⑧ 改善・ 拡充	議会だよりの刷新	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会だより各常任委員会一般質問のページ</li> <li>議会だよりについては当初賛否があったが、結果的には評価できると思われる。また議会ICT改革については予想以上の成果があったと思う。特にごく自然体で導入移行出来たことに問題もなく議員全員が活用出来るようになった。課題点は今後の完全ペーパーレス化に向けて細かなプログラムで推進するとともに、執行部との連携もうまく出来るように進める。</li> <li>他市の議会だよりの個人ページと比較し、当市は1ページもある。(賛否はあると思う)</li> <li>広報紙のターゲットを決める。</li> <li>若い世代にどう伝えるか。</li> <li>一般質問は「問い」より「答え」を市民は求めている。</li> <li>質問1080文字、議員は長すぎる。再問の掲載は必要か。</li> <li>時代に合った改善ができたが、これからはこれ以上ない改善が必要</li> <li>タブレット(ZOOM)を用いた会議は無かった。</li> <li>タブレットが十分使いこなせていない。</li> </ul>	議会だよりの刷新	<ul style="list-style-type: none"> <li>更に見やすくする工夫を検討</li> <li>個人ページを削いで、他の企画等を考えていく。</li> <li>議員が何をしてくれるかわからないという市民が過半数。</li> <li>手にとって読んでいただける、紙面の工夫やわかりやすい広報紙。</li> <li>市民や子どもライターに記事を書いてもらったりしてはどうか。</li> <li>質問は再問までは、載せない。</li> <li>最後の質問は「質問で終わる」。(意見は言わない)</li> <li>市民に読んでもらえる分かりやすい議会だよりの刷新が、賛否両論あるため、今後も研究を重ねる必要がある。</li> </ul>
				公式ウェブサイトを活用した情報発信の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市公式ウェブサイトでの情報発信を随時行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な情報発信ができた。</li> </ul>			公式ウェブサイトを活用した情報発信の充実	委員会の発信を始める。		
				議会のICT化についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会ICT化推進プロジェクトチームを設置した。</li> <li>三重県尾鷲市へ先進地視察を行った。</li> <li>民間のタブレット操作研修に参加した。</li> <li>プロジェクトチーム会議で仕様を検討し、R1.11にタブレットを導入した。</li> <li>タブレットの運用に当たっては、プロジェクトチーム会議において運用基準を策定し、タブレット研修会も2回実施した。</li> <li>R2.5ペーパーレス化の課題等について協議を行い、R2.6から完全ペーパーレス化に移行した。</li> <li>R2.10プロジェクトチーム会議においてペーパーレス化の効果を検証した。</li> <li>R2.5新たな会議形態の模索として、テレビ会議のデモンストレーションを行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会ICT化推進プロジェクトチームを設置した。</li> <li>三重県尾鷲市へ先進地視察を行った。</li> <li>民間のタブレット操作研修に参加した。</li> <li>プロジェクトチーム会議で仕様を検討し、R1.11にタブレットを導入した。</li> <li>タブレットの運用に当たっては、プロジェクトチーム会議において運用基準を策定し、タブレット研修会も2回実施した。</li> <li>R2.5ペーパーレス化の課題等について協議を行い、R2.6から完全ペーパーレス化に移行した。</li> <li>R2.10プロジェクトチーム会議においてペーパーレス化の効果を検証した。</li> <li>R2.5新たな会議形態の模索として、テレビ会議のデモンストレーションを行った。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>計画よりも前倒して、R1.11にタブレットが導入でき、議案審査機能や地域活動の強化、議員活動の効率化を図るとともに、行政資料の軽量化、資料等のコスト削減が図れた。また、ペーパーレス化のみならず、Zoomを用いたオンライン会議の開催に向けた試みも検討し、さらなる拡張性が期待できる。</li> </ul>	議会ICT化 タブレットのフル活用について	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後はテレビ会議等の市民との意見交換や視察研修先での利活用を進める。ペーパーレス化の成果検証を具体的に進行。</li> <li>ZOOMを用いた会議の開催や、議会報告会の実施</li> <li>委員会の録画配信を行う。</li> <li>タブレット導入で、ペーパーレス化など議会事件の効率化は検証できた。今後は、災害、感染症などで被災または罹災しても、議会が開会でき、議員が発行できるよう。遠隔操作によるテレビ会議ができるよう研究してほしい。</li> <li>始まったばかりなので、さらなる調査研究が必要</li> <li>タブレットによるウェブ会議ができるように研修する。</li> </ul>	
	多様な市民意見の把握											
	②	第10条 専門的知見等の活用 第11条 議会報告会 第12条 請願および陳情の取扱い 第20条 付属機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会報告会、意見交換会のやり方を見直し、出前型の意見交換会等により市民の多様な意見を把握する。</li> <li>審議に当たり、必要に応じて参考人制度、公聴人制度を活用する。</li> <li>聴取した市民の意見を議会に反映させるプロセスを構築する。</li> </ul>	議会報告会・意見交換会の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会の実施 H29.11.26 H30.11.24 R1.11.17 女性の会、 H30.12 シルバー人材・小泉北部8集落、 H30.2.2 米原警察署、 H30.6.29 R1.7.2, R2.7.7 社会福祉協議会、 H30.7.23 商工会 H30.10.29 小泉以北8集落</li> <li>議会報告会の今後の在り方について検討</li> <li>議会報告会の今後を在り方について検討 H30.11.17にワークショップを取り入れた報告会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体との意見交換会の実施により市民の多様な意見を把握することができた。</li> <li>議会報告会への参加者が年々減少してきており、テーブルトークで実施したが参加者の増は見込めなかった。引き続き在り方を見直しを検討する必要がある。</li> </ul>	③ 一部目標 達成	⑧ 改善・ 拡充	意見交換会結果の反映、広報・広聴活動についての研究会の継続	意見交換会、広報広聴機能のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会後の成果の議会活動への反映を更に行い、広報・広聴活動についての研究会は他の県内市の様子もわかるので、開催されれば引き続き担当議員が参加すべき。</li> <li>提案していた若者議会や女性限定の議会も実施してみたい。</li> <li>議員は「いつでも、どこでも、よるんで！」をモットーに、市民の多少にかかわらず、出向いて話を聞くことが、議員は何をしてくれるかわからないとの意見にも応えられると思う。項立てが適切だ。適切な方法を模索しながらこれからも着実に進めていく必要がある。</li> <li>5月から新庁舎移行となるので過度なソーシャルディスタンスを保って新しいコンベンションホールを活用してのイベント等を行う。</li> </ul>	
				こども議会、若者議会、女性議会の実施について	<ul style="list-style-type: none"> <li>R1.8.21に小学校4～6年生を対象に、委員会体験を主としたこども議会を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般質問方式によるこども議会ではなく、委員会体験としたことにより、子どもたちとの意見交換も行き、若い世代の意見を把握することができた。</li> </ul>			新庁舎の活用			
				広聴・広報機能のあり方検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀県市議会議長会において、「広報・広聴活動についての研究会」が令和元年度に立ち上げられ、当市からも議員の派遣を行った。</li> <li>議会ICT化推進プロジェクトチーム会議において、市の公式ウェブサイトの情報が不十分であることへの対応等に関してアンケートを実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内各市の先進的な事例を把握することができ、今後、当市におけるあり方検討に生かしていける。</li> </ul>						
				聴取した市民の意見を議会に反映させるプロセスの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見交換会での意見を議会に反映させるフロー図を作成した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴取した意見を議会に反映させる手順が明確になった。</li> <li>広聴・広報機能のあり方も連携し、実施への具体化を検討する必要がある。</li> </ul>						
	自由かつ適度な討論と、プロセスの明確化											
③	第13条 議員と市長等との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊張感のある質問の工夫をする。</li> <li>反問制度の活用など、議会と執行部が論点を明確にし、互いが活発に議論ができるようになる。</li> </ul>	一般質問と代表質問の通告書の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年第1回定例会から新様式で運用を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>質問の主旨が分かりやすくなった。</li> </ul>	② 一部着手	⑧ 改善・ 拡充	通年議会の導入についての検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス禍において、常任委員会の閉会中の所管事務調査が行えるように議決を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会BCPの策定とあわせ検討していく必要がある。</li> </ul>	通年議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも開会できる通年議会制の導入を検討していただきたい。</li> <li>通年議会の導入</li> <li>議会BCP策定時に検討</li> </ul>
			議選監査委員の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の状況、代表監査委員の意向も考慮し、検討した結果、従来どおり議選監査委員を置くこととなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の効率性等について行政全般を幅広い見地からチェックでき、より実効性のある監査を実施することができる。</li> </ul>			議選監査委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>代表監査委員の専門性に加え、議選監査委員は、それぞれの豊富な経験に基づき行政全般にわたるチェックができるので、残すべきだ。</li> <li>市長と議員が自由に話し合いができる機会を多く持つべきであると思う。</li> </ul>			
			議選監査委員の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>議選、全協、委員会協議会、会派代表者会議の位置づけの検証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各議員が積極的に討議へ関与できている。</li> </ul>							
④	第4条 議会意思の形成 第5条 政策討論会	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会意思の形成を目的とした、積極的な議員相互の自由討議を行う。</li> <li>課題について中間報告、検討上の問題点など、議論、討論を深める場として委員会協議会の活性化を図る。</li> </ul>	聴取した市民意見を反映させるための議員間議論の場	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民意見の聴取から議会の政策提案までのフロー図中に検討の場も明記した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>図式化することで議論の場が明確になり、積極的な討議が行われるようになった。</li> <li>広聴・広報機能のあり方も連携し、実施への具体化を検討する必要がある。</li> </ul>	③ 一部目標 達成	⑧ 改善・ 拡充	自由討議はいいが、例えば常任委員会での傍聴議員の発言回数等が時折不明確で、委員長判断に今後期待する。	事前協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会協議会にも上がってこなかった議案や協議事項がないように、少なくとも執行部からの情報をいち早く提供してもらおう。</li> </ul>		
			議選、全協、委員会協議会、会派代表者会議の位置づけの検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>各会議の開催前に課題整理を行い、会派代表者会議、議会運営委員会、議員全員協議会での議論を随時行っている。</li> <li>議会運営委員会での検討事項を決定事項として報告するのではなく、議員全員協議会でも更に議論を深めるなどし、合意形成を図った。</li> <li>定期的な委員会協議会に加え、議会側から情報提供を求め、臨時に委員会協議会を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各議員が積極的に討議へ関与できている。</li> </ul>			議会改革特別委員会の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会が議員が市民民託を受け、議会改革の検証と今後の方針について協議できる会議が別枠で必要と考える。</li> </ul>			
⑤	第16条 委員会設置の目的および活動指針	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたっての諸問題について、積極的に対応するための常任委員会と、その都度的確な対応をするための特別委員会を設置する。</li> <li>委員会の専門的知識の向上を目指す。</li> </ul>	常任委員会の定数の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>他市事例を調査・検討し、常任委員会の定数は現行のとおりとなった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人一常任委員会の委員となるため、専門的な知識の向上につながる。</li> </ul>	③ 一部目標 達成	⑧ 改善・ 拡充	予算委員会が形骸化している、新型コロナウイルス感染症後委員会研修が停滞している。	予算委員会、委員会研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算委員会の審議を検討、委員会研修の可能な形での開催</li> <li>研修・視察の改善</li> <li>コロナ禍において研修や視察がどのようにあるべきかを検討すること。</li> </ul>		
			決算常任委員会の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の運用方法を調査・検討し、これまでどおり特別委員会による審査とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委員会の専門性の向上が図れた。</li> </ul>			常任委員会の研修				
			予算常任委員会の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算常任委員会分科会における分科会外委員の発言を原則2回まで認めることとした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算全体の理解を深められるようになった。</li> </ul>			予算常任委員会の検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算常任委員会全体の見直し</li> <li>新定数による常任委員会の見直し</li> </ul>			
			計画的な委員会研修のあり方について検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス禍の中では、積極的な調査研究を行うことができなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス禍の中で行える新たな研修方法を検討する必要がある。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>予算委員会が形骸化している、新型コロナウイルス感染症後委員会研修が停滞している。</li> <li>傍聴や分科会外委員の発言回数の徹底化を図る。</li> <li>予算委員会全体について実施の必要性を考慮する必要がある。</li> <li>予算審査常任委員会承認議決であり、決算審査は特別委員会での認定事案であるが、いずれも重要案件であることから、予算常任委員会も特別委員会とし、専門性を持つ議員で構成してはどうか。</li> <li>次期改選から定数削減になるため継続して取り組む必要がある</li> <li>定数16名における検討を始める。</li> </ul>	常任委員会定数の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>新定数による常任委員会の見直し</li> </ul>		

	条例	取組目標	方策	実施報告	4年間の評価	評価結果		課題等		今後の方策案	
						段階評価	段階評価	内容	項目	内容	
議員の公平性、透明性	ルールの遵守と、公平性、透明性の確保										
	⑥ 第7条 議員の政治倫理	・議員一人ひとりが政治倫理条例を遵守し、理解を深める。	行政関係団体への役員の就任制限について 政治倫理条例研修	— —	— —	— —	② 一部着手	① 改善・拡充	・政治倫理については、議員各自の自覚と責任であることを、再確認できていない。 ・政策論争は必要だが、闘争を煽るような姿勢を見せる議員も見受けられた。 ・研修会を開催し、政治倫理条例の理解を深める必要がある。	政治倫理条例研修	・研修会を開催し、政治倫理条例の理解を深める必要がある。 ・議員は公私共に政治倫理を背負って活動することをもっと研鑽すべし。 ・政治倫理など、議員としての自覚を深める研修が必要
	⑦ 第8条 会派の設置 第17条 政務活動費	・政務活動費の使途について、透明性の確保と市民への説明責任を果たすため、政務活動費の使途のガイドラインの改訂に取り組む。 ・会派の役割を明確化する。	政務活動費のガイドライン改訂 ひとり会派の整理 政務活動費の額についての検証 会派室の整備	・収支報告の確認時に、他市事例や判例などを研究した。 ・他市事例を調査検討した結果、また議会基本条例の制定に至った経緯を考慮し、ひとり会派は認めないこととした。 ・無会派の議員は、会派代表者会議にはオブザーバーとして出席することができ、議長の許可を得て発言することができる。議長はこれを承認した。 ・R2.7.22からR2.10.27までの間、5回にわたり米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会による審議を行っていただき、答申をいただいた。 ・R2.7.22からR2.10.27までの間、5回にわたり米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会による審議を行っていただき、答申をいただいた。 ・統一会派室には会派室を整備した。	・政務活動費の使途基準については、引き続き市民理解が得られるようにする必要がある。 ・会派代表者会議にはオブザーバーとして出席することができ、発言も許可を得ればできるため、公平性は保たれている。 ・審議会では金額だけではなく使途についてもたくさん意見を頂戴した。引き続き市民理解が得られるようにする必要がある。 ・会派での協議や学習を深めることができる。	④ 概ね目標達成	② 継続(現状維持)	・議員の思いが独り歩きしている。引き続き市民に対しては理解を得る努力が必要。 ・会派室が他庁舎と意味のないものとなっていた ・あり方審議会の意見は尊重するが、現状の会派活動は会派広報がメインで積極的な活動が見られない。ただ現況下では、タイミングが悪い。 ・ゴールのないテーマだ ・政務活動費の使途基準については、引き続き市民理解が得られるようにする必要がある。	政務活動費	・他市町の事例を研究してもっと有効利用を考える。 ・政務活動費も審議会で上限を示された。なるべく早く活動費を上げ、議員個人、会派の研修に活用し議員のスキルアップに繋げる。ただし、会派活動の残余額は返還すべし。 ・政務活動費の使途基準については、引き続き市民理解が得られるようにする必要がある。	
	議員の政策提言能力、政策評価能力の向上										
⑧ 第18条 議会事務局の体制整備	・議会事務局の調査および法務能力を強化する。 ・庁舎整備に伴う議会環境の充実が必要。	庁舎整備に伴う議会環境の検討 職員調査・研究活動の整備 事務局職員の研修強化	・統一会派室への移転を見据え、事務室内の文書整理を行った。 ・議会ICT、議会運営についてセミナーに参加 ・全国市議会議長会研修への参加 ・近畿市議会議長会研修への参加 ・県市議会議長会研修への参加	・議会環境の整備が図れた。 ・議会からの政策提案に向けた議会事務局体制の整備には課題がある。 ・事務局職員の能力向上が図れた。	④ 概ね目標達成	① 改善・拡充	・新庁舎における各種整理と研修への参加を推奨する。 ・事務局職員の増員と法務専門の職員強化 ・議会事務局の努力に感謝する。 ・なにが政策提案になるのかが不明確で、具体性に欠けるため、整理が必要だ。 ・議会からの政策提案に向けた議会事務局体制の整備には課題がある。	積極的な研修参加 議会事務局 政策提案	・執行部とのパイプ役として円滑な運営。 ・軍師としてさらなる機能発揮を望む。 ・議会単独で職員を確保できる方向を検討 ・議会事務局体制の整備には課題がある点を、政策提案して証明する必要がある。 ・政策提案は、言葉が先行して具体性に欠ける。他市事例を参考に研究すべきだ。		
⑨ 第19条 議員図書室 第22条 議員研修の充実強化	・議員の政策提言能力および政策評価能力ならびに資質の向上を図るため、議員研修を充実し、議員図書室の充実と環境整備を行う。	議員研修の充実 議員図書室の充実 調査・研究活動の体制整備	・H30.8.22 救命救急講習会の開催(全議員) ・H30.10.4 ICT研修(全議員) ・H31.1.22 県市議会議長会議員研修に参加(全議員) ・H31.2.8 長浜・米原市議会議員連絡協議会議員研修に参加(全議員) ・R1.6.25 手話研修(全議員) ・ICTプロジェクトチームが自治体向けセミナーに参加 ・R1.10.1 質問力向上研修(全議員) ・R1.11.21、R2.1.20タブレット研修(全議員) ・R2.1.23県市議会議長会定例議員研修会に参加(全議員) ・R2.2.14長浜・米原市議会連絡協議会議員研修に参加(全議員) ・R2.12.22 行財政改革研修(全議員) ・新刊図書の購入と議員への紹介を行った。 ・H30.12に調査用端末を設置した。 ・議員の皆さんにも希望を聞いて、図書室の充実にも努めた。今後も随時充実にも努める。 ・議会単独のネット環境を整備した端末を、H30.12に設置した。 ・R1.11にタブレット端末を1人1台導入し、公務はもちろんのこと、日ごろの調査・研究活動にもフルに活用できるよう、よく使用するアプリはすぐに使えるようにあらかじめ設定を行った。	・課題解決に向けた研修内容とし、議員の資質向上が図れた。 ・新刊図書を紹介し、最新の情報が得られる環境となっている。 ・端末を設置したことにより、いつでも・だれでも調査が可能になった。 ・端末を設置したことやタブレット端末を配備したことにより、いつでも・だれでも調査が可能になった。	④ 概ね目標達成	① 改善・拡充	・新庁舎における図書管理とより活用されるための工夫をする。 ・コロナ禍で研修をすること自体が困難な状況となった。 ・エンドレスのテーマだ ・タブレットを使いこなし調査研究活動が行えたり、ウェブ会議が行えるように研修を行う。	新刊図書の紹介 議員研修の充実	・タブレットを利用した新刊図書の紹介。 ・オンライン研修等も今後は積極的に参加する ・ワークショップ形式の議員研修も一部取り入れたが、今後は参加型の研修機会が必要 ・タブレットを使いこなし調査研究活動が行えたり、ウェブ会議が行えるように研修を行う。		
議会活動、議員活動のための基盤整備											
⑩ 第24条 財政上の措置	・議会による政策立案の推進と、そのための予算を確保する。 ・円滑な議会運営に向けた予算についての検討を行う。	議会からの政策提案 議会BCPの策定	・市民意見の聴取から議会の政策提案までのフロー図を作成した。 ・R2.9定例会において、執行部から提案された条例に対し、修正を加え可決した。 ・地域防災計画修正等に係る庁内の横断的な調査、検討を行うためのプロジェクトチーム会議に議会事務局からも参加し、情報収集を進めている。	・図式化することで手順が明確になったが、実際の政策提案までには至っていない。 ・市の計画に併せて市議会の計画も策定する必要がある。	② 一部着手	① 改善・拡充	・コロナ禍における円滑な議会運営をより一層目指す。 ・災害時の議員の動きが明確化されていない。 ・なにが政策提案になるのかが不明確で、具体性に欠けるため、整理が必要だ。 ・BCPの取り組みは当局も遅れている。 ・実際の政策提案までには至っていない。 ・市の計画に併せて市議会の計画も策定する必要がある。	政策立案 議会BCPの策定	・喫緊の課題を探る。 ・政策提案は、言葉が先行して具体性に欠ける。他市事例を参考に研究すべきだ。 ・政策提案までの実践にトライする。 ・BCPの取り組みは当局も遅れているのが、当局の取り組みに遅滞なく議会側も策定すべきだ。 ・災害時の議員の役割を明確化する。		
⑪ 第25条 議員報酬等の見直し手続	・議員報酬や議員定数等は少ないほど良いというわけではなく、市民に説明責任を果たせることを念頭に、議論を行う。	議員の長期欠席における議員報酬の支給についての規定 議員定数と議員報酬のあり方検討 費用弁償、委員長手当に関する検証	・議会運営委員会および議員全員協議会での協議を行い、R3.3月議会において条例を制定した。 ・R2.7.22からR2.10.27までの間、5回にわたり米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会による審議を行っていただき、答申をいただいた。 ・R2.7.22からR2.10.27までの間、5回にわたり米原市議会議員の議員報酬等の在り方に関する審議会による審議を行っていただき、答申をいただいた。	・長期欠席をした場合に、市民に説明責任が果たせる。 ・議員定数については、R3.3議会に18人から16人に条例改正を行った。 ・議員報酬については、改選後、市長の報酬等審議会へ諮問予定である。 ・費用弁償についてはR3.5から支給を開始した。	④ 概ね目標達成	② 継続(現状維持)	・しっかりとした根拠を提示せば、報酬ないし費用弁償については理解が得られると思う。 ・概ね方向性は決定した。	議員報酬	・新型コロナウイルス感染症の景気への影響の改善すれば問題も解決 ・改選後の最大の課題個人的にはコロナ禍とは別にして進める案件だと思ふ。 ・改選後に判断することもある。		
⑫ 第27条 見直し手続	・議会の活性化に向けた改善を、議会運営委員会を中心に計画的に行う。	議会改革や議会運営に係る実行計画の作成と運用 議会基本条例の検証	・4年間のロードマップを作成した。 ・1年ごとの進捗確認を実施した。 ・前期の評価と後期計画の進捗確認を行った。 ・R3.11までに議会運営委員会にて評価を行う。	・長期計画、短期計画を作成し、進捗確認も行っているため、概ね計画的に取り組みが進められている。 ・計画的に進められている。	④ 概ね目標達成	② 継続(現状維持)	・コロナ禍であっても着実に検証していくべき。 ・計画的に進められている。 ・未達成事項について引き続き対応する。		・改選までにまとめて引き継ぐ。 ・議会の活性化に向けた改善を、議会運営委員会を中心に計画的に行う。 ・未達成事項について引き続き対応する。		

## 2 検証の結果について

※詳細内容については、米原市議会基本条例の検証シートによる。

大項目	番号	中項目	条例	方策	評価結果	今後の方向
市民に開かれた議会	①	市民への情報公開と情報の共有	第9条 情報の公開と説明責任 第11条 議会報告会 第21条 議会広報等	・議会だよりの刷新 ・公式ウェブサイトを活用した情報発信の充実 ・議会のICT化についての検討	概ね目標達成	改善・拡充
	②	多様な市民意見の把握	第10条 専門的知見等の活用 第11条 議会報告会 第12条 請願および陳情の取扱い 第20条 付属機関の設置	・議会報告会・意見交換会の見直し ・こども議会、若者議会、女性議会の実施 ・広聴・広報機能のあり方検討 ・聴取した市民の意見を議会に反映させるプロセスの構築	一部目標達成	改善・拡充
	③	自由かつ達 な討論と、 プロセスの 明確化	第13条 議員と市長等との関係	・一般質問と代表質問の通告書の見直し ・通年議会の導入についての検討 ・議選監査委員の検討	一部着手	改善・拡充
	④		第4条 議会意思の形成 第5条 政策討論会	・聴取した市民意見を反映させるための議員間議論の場 ・議運、全協、委員会協議会、会派代表者会議の位置づけの検証	一部目標達成	改善・拡充
	⑤		第16条 委員会設置の目的および活動指針	・常任委員会の定数の検討 ・決算常任委員会の検討 ・予算常任委員会の検証 ・計画的な委員会研修のあり方について検証	一部目標達成	改善・拡充
議員の公平性、透明性	⑥	ルールの遵守と、公平性、透明性の確保	第7条 議員の政治倫理	・行政関係団体への役員の就任制限について ・政治倫理条例研修	一部着手	改善・拡充
	⑦		第8条 会派の設置 第17条 政務活動費	・政務活動費のガイドライン改訂 ・ひとり会派の整理 ・政務活動費の額についての検証 ・会派の整備	概ね目標達成	継続 (現状維持)
議会の体制強化	⑧	議員の政策提言能力、政策評価能力の向上	第18条 議会事務局の体制整備	・庁舎整備に伴う議会環境の検討 ・職員の調査・研究活動の整備 ・事務局職員の研修強化	概ね目標達成	改善・拡充
	⑨		第19条 議員図書室 第20条 議員研修の充実強化	・議員研修の充実 ・議員図書室の充実 ・調査・研究活動の体制整備	概ね目標達成	改善・拡充
	⑩	議会活動、議会活動のための基盤整備	第24条 財政上の措置	・議会からの政策提案 ・議会BCPの策定	一部着手	改善・拡充
	⑪		第25条 議員報酬等の見直し手続	・議員の長期欠席における議員報酬の支給についての規定 ・議員定数と議員報酬のあり方検討 ・費用弁償、委員長手当に関する検証	概ね目標達成	継続 (現状維持)
評価および検証	⑫	評価および検証	第27条 見直し手続	・議会改革や議会運営に係る実行計画の作成と運用 ・議会基本条例の検証	概ね目標達成	継続 (現状維持)

色分けの凡例

<span style="color: red;">■</span>	一部着手	改善・拡充	優先順位 高い
<span style="color: yellow;">■</span>	一部目標達成	改善・拡充	↓ 低い
<span style="color: blue;">■</span>	概ね目標達成	改善・拡充	
<span style="color: green;">■</span>	概ね目標達成	継続 (現状維持)	

### 3 今後の議会改革の取組みについて

優先順位	番号	中項目	条例	方策（案）
1	③	自由かつ達な討議と、プロセスの明確化	第13条 議員と市長等との関係	通年議会の導入についての検討
2	⑩	議会活動、議員活動のための基盤整備	第24条 財政上の措置	議会からの政策提案 議会BCPの策定
3	⑥	ルールの遵守と、公平性、透明性の確保	第7条 議員の政治倫理	政治倫理条例研修の実施
4	②	多様な市民意見の把握	第10条 専門的知見等の活用 第11条 議会報告会 第12条 請願および陳情の取扱い 第20条 附属機関の設置	議会報告会・意見交換会の実施 こども議会・若者議会・女性議会の実施 広聴・広報機能の充実
5	④	自由かつ達な討議と、プロセスの明確化	第4条 議会意思の形成 第5条 政策討論会	議運・全協・委員会協議会・会派代表者会議の位置付けの検証 議員間議論の充実
6	⑤	自由かつ達な討議と、プロセスの明確化	第16条 委員会設置の目的および活動指針	常任委員会の定数の検討 予算常任委員会の検証 委員会研修の充実
7	①	市民への情報公開と説明責任	第9条 情報の公開と説明責任 第11条 議会報告会 第21条 議会広報等	議会だよりの研究 情報発信の充実 タブレットのフル活用
8	⑨	議員の政策提言能力、政策評価能力の向上	第19条 議員図書室 第20条 議員研修の充実強化	議員研修の充実 調査・研究活動の体制整備
9	⑧	議員の政策提言能力、政策評価能力の向上	第18条 議会事務局の体制整備	職員の調査・研究活動の整備

関連するものをグループ分けしてみると・・・

- 1 通年議会の導入についての検討、議会BCPの策定
- 2 議会からの政策提案、議運・全協・委員会協議会・会派代表者会議の位置付けの検証、議員間議論の充実、常任委員会の定数の検討、予算常任委員会の検証、委員会研修の充実、タブレットのフル活用、調査・研究活動の体制整備、職員の調査・研究活動の整備
- 3 議会からの政策提案、議会報告会・意見交換会の実施、こども議会・若者議会・女性議会の実施、広聴・広報機能の充実、議員間議論の充実、議会だよりの研究、情報発信の充実、タブレットのフル活用、議員研修の充実、調査・研究活動の体制整備、職員の調査・研究活動の整備
- 4 政治倫理条例研修の実施、議員研修の充実

## 具体的な取組内容（案）

<b>1 通年議会の導入についての検討、議会BCPの策定</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・通年議会への移行を図る。（手法・時期等について、改選後に議論を行う。）</li><li>・市のBCP計画の策定に併せ、議会BCP計画の策定を行うに当たり、他市事例等の調査研究を行う。</li><li>・通年議会への移行を図り、その後どのようなBCP計画が必要となるか検証する。</li></ul>
<b>2 議会からの政策提案、議運・全協・委員会協議会・会派代表者会議の位置付けの検証、議員間議論の充実、常任委員会の定数の検討、予算常任委員会の検証、委員会研修の充実、タブレットのフル活用、調査・研究活動の体制整備、職員の調査・研究活動の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・議会運営委員会および、各種協議・調整の場の運用について、随時課題整理、解決を行う。</li><li>・計画的な委員会研修を行う。</li><li>・各常任委員会で目標を立て、目標達成に向け取り組む。</li><li>・専門家や担当者を交えて政策議論するなど、政策討論の機会を作る。</li></ul>
<b>3 議会からの政策提案、議会報告会・意見交換会の実施、こども議会・若者議会・女性議会の実施、広聴・広報機能の充実、議員間議論の充実、議会だよりの研究、情報発信の充実、タブレットのフル活用、議員研修の充実、調査・研究活動の体制整備、職員の調査・研究活動の整備</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・コロナ禍でも実施できるような議会報告会・意見交換会の検討を行い、市民ニーズの把握に努める。</li><li>・議会サポーター制度など、専門的な知見や市民ニーズを取り入れやすい制度の検討を行う。</li><li>・議会だよりや市公式ウェブサイト等を通じて情報発信を積極的に行い、議会の見える化を図る。</li></ul>
<b>4 政治倫理条例研修の実施、議員研修の充実</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・政治倫理に関する研修会を実施する。</li><li>・的確な質問をするための研修会を実施する。</li><li>・専門家を招いて勉強会を行い、施策の立案・機能の向上を図る。</li></ul>

※検証結果において、概ね目標達成・継続（現状維持）となった項目については、以下の取組みを行う。

【政務活動費】令和4年4月改定に向けて取り組む。

【議員報酬の見直し】コロナ禍の状況を見極めながら、報酬等審議会への諮問について判断する。

【議会基本条例の見直し】議会基本条例の検証を実施する。